

# 鶴岡市プレミアム付商品券 取扱店舗 募集要項・誓約書兼登録申請書

(参加を希望する事業者)  
事務局は、本事業に参加を希望する鶴岡市内の事業者（店舗）を次の要領で公募するものとする。

- 募集期間は、2022年8月1日から2022年11月30日までとする。ただし、1次締切を8月31日とする。
- 参加を希望する事業者は、専用サイトの申込フォームから必要な情報を登録するものとする。前記が難しい場合は、事務局に「募集要項・誓約書兼登録申請書」を郵送またはFAXにて送信し、取扱店舗登録代行を依頼する事が出来る。
- 参加事業者は、事務局の審査を経て承認を得るものとし、事務局の審査内容について、参加事業者は異議を申し立てないものとする。
- 参加事業者は虚偽の申請をしないこと。虚偽の申請が発覚した場合は参加事業者として一切認められないものとする。
- 参加事業者は、本事業規約に同意の上、登録事業者として商品券を取扱うこととする。
- 登録事業者の本事業への登録は無料とする。
- 登録事業者は、次に掲げるものとする。
  - 市内に店舗を有している事業者
  - 大手チェーン（※1）、コンビニエンスストア、ドラッグストアは対象外とする。  
（※1）大手チェーンの定義
    - 中小企業法に基づき、小売業で5000万円 卸売業で1億円 その他業種で3億円の販売額をこえるもの
    - 常時使用する従業員の数が小売業で50人サービス・卸売業で100人その他業種で300人を超えるもの
    - 単一資本で11以上の店舗を直接経営・管理するとともに、山形県外にも事業所・店舗を有していること。
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体、商品券の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う店舗、公序良俗に反する営業を行う者、その他、事務局が不適当であると認める事業者は対象外とする。
  - その他、事務局が許可したもの。
- 登録事業者は登録事項に変更が生じた場合は速やかに事務局へ報告するものとする。
- 登録事業者は、商品券利用者から商品券の提示を受けた場合には、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行う。但し、商品券の受領に際してのつり銭は支払わないものとする。

(登録事業者に対する損害金の返還請求及び登録事業者資格の喪失)  
登録事業者の責務に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、事業者登録の取り消し及び損害金の返還を請求することができる。また、違反内容によっては、事務局を通じて消費者に公表することができる。また参加事業者資格を喪失した場合は、商品券利用者から受け取った商品券の換金等、一切の権利を失うものとする。

(商品券購入者に対する返還請求)  
商品券を購入した者が、次のことを行った場合は、事務局は、プレミアム相当額の返還を請求することができる。

- 商品券を他人に売却すること。
- 商品券を担保に供し、または質入れをすること。
- 登録事業者が自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかの様に偽って換金等する不正行為をしないこと。
- その他の商品券の目的に相反する行為。

(不正使用の損害)  
商品券偽造等の不正使用により本事業に損害を与えたときは、不正使用者に損害金の全額を賠償させるものとする。

(事故)  
商品券を所有する者のもので発生した事故については、所有する者がその責を負い、事務局はその責を負わないものとする。

(偽造)  
登録事業者は、細心の注意をもって偽造などに対処するものとし、偽造が疑われる商品券が持ち込まれた場合は、商品やサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに事務局に報告するものとする。なお、こうした商品券を受領した場合においては、登録事業者の責とする。

(会計)  
本事業の会計は事務局において行う。

(その他)  
この規約に定めのない事項については、事務局において協議し決定する。

私は、募集要項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱店舗の登録代行を申請します。

年 月 日 代表者名

印

## ■入金先金融機関口座情報（※は必須項目です）

金融機関名※	支店名※	支店コード	
口座番号※	金融機関コード	口座種別※	普通・当座
口座名義(カタカナ)※			
振込方法※	<input type="checkbox"/> 単独店舗精算 <input type="checkbox"/> 複数店舗一括精算 (市内に複数店舗があり、一括精算をご希望の場合は、店舗一覧を別紙でご用意いただき申請して下さい)		

## ■事業者情報（※は必須項目です）

事業所名※	代表者名※	
所在地※	〒	
TEL※	FAX※	
担当者名※	Eメールアドレス※	

## ■店舗情報（※は必須項目です）

店名※	使える商品券	電子と紙 ・ 紙のみ (原則として「電子と紙」のご登録をお願いします)
店名(ふりがな)※		
所在地※	〒	
TEL※	FAX※	
営業時間	定休日	
商品・サービス カテゴリー※ 該当するもの1つに ○をつけてください	スーパー 飲食料品店 衣料・身の回り品取扱店 雑貨店 メガネ・コンタクトレンズ・補聴器 薬局 バイク・自動車販売 飲食店 旅館・ホテル おもちゃ・ベビー用品 クリーニング 理容・美容店 リフォーム業 その他 ( )	

市内に複数の店舗がある場合は、各店舗毎にご登録ください。

個人情報の取り扱いについて：登録申請書に記載された個人情報については、この事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。

鶴岡市プレミアム付商品券事務局・コールセンター

送付先

FAX. 0235-26-8299

【1次締め切り】2022年8月31日(水)

事務局印